

# 令和8年度 三重県 MICE 誘致営業業務・開催支援業務委託 業務仕様書

## 1. 業務名

令和8年度 三重県 MICE 誘致営業業務・開催支援業務委託

## 2. 事業の背景

本県では、これまで首都圏および関西圏を中心に MICE 誘致活動を実施し、特に国際会議に該当する学会等の主催者等を主な対象とした営業活動やセミナー開催に取り組んできた。これまでの活動により、一定の相談案件の獲得や関係構築の成果は見られるものの、国際会議の性質上、開催に結び付く件数は限定的であり、誘致活動のさらなる工夫が求められている。

そのような中、MICE の MI である企業ミーティングや研修旅行、報奨旅行のニーズが顕在化しており、令和7年度から「三重県海外 MICE 誘致促進補助金」の対象範囲をこれらにも拡大し、様々な機を捉えてセールスを行っているところである。

一方で、本県には MICE 誘致・開催支援を専門的に担う全県的なコンベンションビューロー等の組織が存在せず、主催者に対して一元的な窓口や総合的な支援を提供できる体制が十分に整っていないことと、県内の MICE 可能施設や宿泊施設、観光・体験事業者等との連携が必ずしも体系化されていないことが課題となっている。

直ちに新たな組織を設立することは、費用面・運営面の両面から現実的ではないため、まずは誘致活動を継続しながら、県内関係事業者とのネットワーク構築や受入体制の整理を段階的に進めていくこととしている。

## 3. 業務目的

上記の背景を踏まえ、MICE 主催者に選ばれる開催地となるため、セールス活動により三重県の魅力を PR し開催案件の獲得を目指すほか、将来にわたって安定した MICE 誘致活動と開催支援が継続できるような体制整備を見据えて、MICE 開催にかかる調整や各種相談対応の窓口機能も委託することとする。

## 4. 業務期間

契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

## 5. 定義

- (1) MICE とは、次のことをいう（※ J N T O のホームページより転載）  
M・・・企業が目的に応じて関係者を集めて行う会議

- I・・・企業が、従業員や代理店等の表彰、研修、顧客の招待等を目的で実施する旅行
  - C・・・国際機関・団体、学会等が主催または後援する会議
  - E・・・国際機関・団体、学会、民間企業等が主催または後援する展示会、見本市、イベント等
- (2) ここでいう国際会議とは、次のすべてを満たすものとする。
- ・主催者が「国際機関・国際団体（各国支部を含む）」又は「国家機関・国内団体」であること
  - ・参加国（参加者の居住国）が日本を含む3か国以上であること。
  - ・参加者総数が50名以上であること。なお、外国人参加者（2名以上）には会議の出席を目的に来日した会議代表、オブザーバー、同伴家族を含む。
  - ・開催期間が1日以上であること。
  - ・特定企業の利益目的や、政治又は宗教目的を有しないこと。
- 上記の国際会議の要件を満たしていれば、名称は、学会、シンポジウム、セミナー等でも国際会議として扱う。
- (3) ここでいう企業ミーティング、およびインセンティブ旅行は、企業等が行う会議やセミナー、表彰式を伴うもの、報奨旅行、研修旅行のことをいう。
- (4) MICE 主催者等とは、次のいずれかに該当するものとする。
- ・国際会議の主催者となり得る学会事務局等の関係者
  - ・企業ミーティング、およびインセンティブ旅行の主催者となり得る企業の総務担当部署、各業界団体、および企業ミーティングやインセンティブ旅行を扱う旅行会社等。

## 6. 委託内容

- (1) MICE 主催者等が多く所在する地域でのセールス活動
- (2) 県内 MICE 開催支援業務
- (3) 独自提案による取組

## 7. 委託内容詳細

- (1) MICE 主催者等が多く所在する地域でのセールス活動
- 本仕様書の「2 事業の背景」や、これまでの県内での MICE 開催実績、「M」「I」「C」「E」のそれぞれの特性、県内の会場規模、MICE 市場の動向等を踏まえてセールスすべき相手先を検討し、首都圏や関西圏など MICE 主催者等が多く所在する地域においてセールス活動を実施すること。
- なお、セールス活動の件数にかかる県としての考え方は以下のとおりとする。

- A：本委託業務の趣旨を主目的とした新規訪問、継続・フォローアップ訪問 1件  
 B：本委託業務の趣旨を主目的とした電話、web 会議等通信手段による情報収集 0.5 件  
 ※web 会議等を行う場合は、受託者においてアカウント等を準備すること。

**【特に提案を求める内容】**

MICE 市場の動向を独自に分析したうえで、上記を踏まえて以下を提案すること。

- ・セールス方針とその理由
- ・セールススケジュール
- ・セールス体制と方法
- ・セールス件数の目標数 ※月 8 件を最低限として件数を設定すること。

**【参考】**

◆県 MICE 開催実績（国際会議に該当する会議）※暦年でカウント

年	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
件数	17	8	16	13	1	0	5	8	3	9

※他、令和 7 年度にインセンティブ旅行への補助金交付実績あり（1 件）

◆開催人数規模（単位：人）

50 ~100	101 ~200	201 ~300	301 ~400	401 ~500	501 ~600	601 ~700	701 ~800	801 ~900	901 ~1000	1000 以上
18	25	6	8	4	3	4	2	2	2	6

**(2) 県内 MICE 開催支援業務**

MICE 主催者等から県に対して MICE 開催にかかる相談があった場合、年間 10 回を目安として、開催地選定に必要な情報提供や開催に係る事業者等の紹介、および提案資料の作成等について、県に代わって対応すること。なお、状況に応じて県と相談のうえ対応することとする。

- ・必要に応じて、県内関係機関（伊勢志摩観光コンベンション機構、三重県産業観光推進協議会、三重県観光連盟、みえゴルフツーリズム推進機構、各市町、各市町観光協会等）や事業者等と連携し、主催者からの相談に対応すること。
- ・相談内容や対応内容を記録し、今後の対応の参考となるように蓄積すること。

### 【流れイメージ】

(例) 主催者から、会場で土産物を販売したいので事業者を紹介して欲しい、との相談。

県で内容聞き取り（会場、日程、土産物の種類等）

→ 内容を受託者に提供 → 受託者において事業者をピックアップ

→ 県にフィードバック → 県から主催者にフィードバック

### (3) 独自提案による取組

MICE 主催者を主な対象としたセールスや PR 方法について、セミナーの開催等効果的であると考えられる取組を積極的に提案すること。

## 8. 共同提案について

本業務は、複数事業者による共同提案（コンソーシアム形式）を可とする。

### (1) 代表事業者

- ・共同提案の場合は代表事業者を定めること。
- ・契約及び県との窓口は代表事業者が担う。

### (2) 役割分担

- ・各構成員の役割を明確に記載すること。
- ・営業、企画、地域調整等の機能分担を具体的に示すこと。

### (3) 責任の所在

- ・業務遂行に関する責任は代表事業者が負うものとする。
- ・構成員間の契約関係は提案者側で整理すること。

## 9. 実施体制

本業務を実施するための体制を明示すること。

## 10. その他

(1) セールス活動に際しては、「三重県海外 MICE 誘致促進補助金」のチラシや県作成の MICE パンフレットを活用することができるほか、受託者が独自に三重県での MICE 開催に興味を持ってもらえるようなチラシやリーフレット等を作成して PR することも可能とする。その場合は、提案の段階で案を示すこと（ラフ案で可）。

(2) MICE 開催の情報については、国際会議となり得る学会等の会議をはじめ、企業や業界団体が行う会議等や報奨・研修旅行等の情報を主な対象とする。

(3) MICE 開催の情報を入手した場合は、随時三重県に報告することとし、必要に応じて Web 会議や対面等により打ち合わせを行うこと。

(4) 営業活動報告書（様式任意）を翌月 10 日までに提出すること。

- (5) 委託事業終了後の実績報告の段階で、セールスについて提案者において設定した目標件数を1割以上下回った場合、状況によっては契約金額を1割以上減額することがあるので留意すること。

### 1.1. 委託業務実績報告書の提出

受託者は、委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

#### (1) 提出方法

以下3点を含む業務委託実績報告書（様式自由）

- ア 営業活動報告書、および、契約期間中の営業活動で得られたコメント
- イ 打ち合わせ記録
- ウ その他委託業務中に入手した MICE 開催にかかる情報
- エ 開催支援相談・対応内容

#### (2) 提出期限

履行期限である令和9年3月24日（水）までとする。

### 1.2. 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。

### 1.3. 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認通知の発出後に行うこととする。

### 1.4. 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

### 1.5. その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、三重県個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。
- (8) 障がい理由とする差別の解消と推進  
受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。

## 16. 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県観光部海外誘客課 MICE・高付加価値観光班

Tel : 059-224-2974 FAX : 059-224-2801 E-mail : inbound@pref.mie.lg.jp

担当 : 張山・橋爪